茨町農政第235号 令和5年10月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茨城町長 小林 宣夫

市町村名 (市町村コード)			茨城町			
		(302)		
地域名 (地域内農業集落名)	上野合地区					
	(秋葉、南島田、神谷、増山、坂東	、鳥羽田宿、鳥羽田原、鳥羽田西、生	井沢憲生、生井沢甘	劦栄、下雨谷、上雨	i谷、下座、小幡、五里峰東、五里峰 西	5、古宿、千貫桜
協議の結果を取りまとめた年月日			令和	5年 9月	25日	
励識の和未ぞ取り	まとめた十月口			(第1回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、田の面積234.00haに対し、普通作を中心とした担い手農業者は27経営体(8.67ha/1経営体あたり)。畑の面積 1,140.88haに対し、畑作を中心とした担い手農業者は57経営体(20.02ha/1経営体あたり)となっている。集落の範囲を越え た農地集約の検討が必要であり、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・基盤整備事業を活用し、幅員に余裕をもった農道を整備することにより、農業機械等の運搬トラックが安心して通行でき、作業中に車両を停車できるようにすることで、担い手農家の作業性向上を図り、新規就農者も営農しやすい環境整備を図る。 ・担い手の減少に伴う一人当たりの耕作面積の拡大に対応するため、農業機械の大型化・自動化や、ドローンなどを活用した営農体系を構築する。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		1,399 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,399 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	地区内における今後中心となる担い手農業者の耕作面積のうち、後継者未定の耕作面積や、今後中心となる担い手農業者以外の耕作面積のうち今後貸し付け意向のある農地については、地域内における今後中心となる担い手農業者48経営体を中心に集約を図る。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
	 (3)基盤整備事業への取組方針
	担い手のニーズを踏まえ、県営水利施設等保全高度化事業を活用し、五里峰地区(五里峰東、五里峰西)の基盤整備を実
	施する。 Table Tabl
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	町、農業公社、農業経営・就農支援センター、県央農林事務所経営・普及部門、JA水戸等と連携して相談対応等に取り組む。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、情報提供、青年等就農計画の認定・フォローアッ
	であるに、初たに展末性音を含むだりです。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	地域内の集落営農組織を活用し、遊休農地の発生防止を図る。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	☑ ①鳥獣被害防止対策 ☑ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他 □
	【選択した上記の取組方針】
	①ハクビシンやイノシシなどの被害が拡大しないよう、目撃情報や被害情報があった場合には罠の設置など速や
	かに対応できる体制を構築する。
	②農薬や肥料などの資材価格高騰を受け、資材の使用量低減に関する技術・情報の収集、周知を行う。 ③担い手が減少していく中で耕作面積を維持するため、スマート農業の活用を検討する。
	② 多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地の維持管理を行う。